

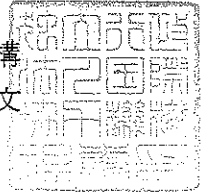


JICA (ER) 第8 - 28001号

平成20年8月28日

環境社会配慮審査会  
委員長 村山 武彦 殿

独立行政法人 国際協力機構  
理事 黒木 雅文



環境社会配慮審査会への諮問について

JICA 環境社会配慮ガイドライン 2.4 の規定に基づき下記事項につき諮問いたします。

記

1. 件名

諮問第4号

「エジプト国カイロ高速道路優先区間フィージビリティ調査」

2. 諮問事項

エジプト国カイロ高速道路優先区間フィージビリティ調査にかかるドラフトファイナルレポートにおける環境社会配慮

以上

2008年11月14日

独立行政法人 国際協力機構  
理事 黒木 雅文 殿

環境社会配慮審査会  
委員長 村山 武彦

諮問第4号に対する答申について

環境社会配慮ガイドライン2.4の規定に基づき、諮問第4号「エジプト国カイロ高速道路優先区間フィージビリティ調査」（開発調査）の環境影響評価について、別紙のとおり答申いたします。

コメントの種類に応じて、答申内容を協力事業に反映するよう、お取り計らい下さい。

「エジプト国カイロ高速道路優先区間フィージビリティ調査」 答申

**ステークホルダー協議**

1. プロジェクト実施による移転が想定される世帯（非正規居住者を含む）の参加の状況を明示し、プロジェクトの実施に対する当該世帯の意向が報告書に記載されることが望ましい。
2. 本件調査では、ステークホルダー協議に政府関係者・民間企業・大学・NGOが参加したが住民の参加が得られず、住民に対してはグループ協議とインタビューを行ったという点に特徴がある。よって、ステークホルダー協議に住民の参加が得られなかった背景と、その代償措置、及び住民不参加でステークホルダー協議が行われた結果につき評価すべきである。

**測定結果、単位・基準の表記**

3. Environmental Standard と Allowable limit(level)という表現が混在しているので、統一することが望ましい。
4. 調査結果の信頼性に関して、測定場所、測定頻度、測定機器、データの統一性（比較可能性）等が報告書に記載されることが望ましい。

**影響把握と対応策**

5. 大気汚染や騒音・振動に関しては、地上だけではなく高架道路に近接した中層建築物への影響も記述すべきである。また、現状より状況が悪化する地区がある場合は、情報提供や物理的対策を含めた適切な措置を盛り込むべきである。
6. 高架によって負荷が遠方に拡大する可能性があるため、対象となっている道路の沿道付近に立地する学校や病院等の施設への影響には特に配慮すべきである。なかでも、部分的な交通量増が想定される箇所については遮音壁の設置など具体的な対策の必要性を検討すべきである。
7. 騒音対策に関して、段階的に設備を増強することを提案するのであれば、対策の効果と費用、その費用の調達を含めたシナリオを可能な限り検討すべきである。

**移転対象住民への対応**

8. 本件で行われた社会経済調査の対象のうち、移転対象住民の割合を明示し、移転対象住民に特化した状況を確認すべきである。

以上